

令和3年度高知県渇水対策本部幹事会

〔 日時：令和4年3月17日（木）13:00～
場所：本庁 3階 防災作戦室 〕

議事次第

1. 開会挨拶

2. 出席者紹介

3. 議事

(1) 高知県内の渇水状況

- ・高知地方气象台（予定）・・・・・・・・（資料1）
- ・河川課・・・・・・・・（資料2）

(2) 渇水による影響について

- (3) その他・・・・・・・・（資料3）

4. 閉会

高知県渇水対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 渇水に対処することを目的に各部局間の情報の交換及び対策の調整等を図るため、高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第294条の規定に基づき設置する高知県渇水対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 異常な渇水状況が続き、広域的な渇水対策が必要なとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第4条第2項の本部長が特に必要と認めたとき。

(任務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 渇水情報の把握及び広報
- (2) 渇水対策の実施調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、渇水対策に必要な事項

(本部の組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員により組織する。

- 2 本部長は副知事をもって充て、副本部長は土木部長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第5条 本部の業務を円滑に進めるため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事により組織する。
- 3 幹事長は、土木部副部長をもって充て、幹事は別表第2に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事会は、本部長（不在の時は、副本部長）の指示に基づき幹事長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、土木部河川課において行う。

(解散)

第8条 第2条各号に掲げる事由が解消された場合は、本部を解散する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成11年1月12日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年8月4日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成21年4月8日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

別表第1（第4条関係）

総務部長
危機管理部長
健康政策部長
商工労働部長
観光振興部長
農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長
教育長
公営企業局長

別表第2（第5条関係）

総務部	広報広聴課長
	市町村振興課長
危機管理部	危機管理・防災課長
	消防政策課長
健康政策部	薬務衛生課長
商工労働部	商工政策課長
観光振興部	観光政策課長
農業振興部	環境農業推進課長
	農業基盤課長
林業振興・環境部	環境対策課長
水産振興部	漁業振興課長
土木部	河川課長
教育委員会	教育政策課長
公営企業局	電気工水課長

幹事（第5条）が担当する事項

職名	部局名	所属名	対策	
			項目	内容
幹事長	土木部	副部長	幹事会の総括	
幹事	総務部	広報広聴課長	広報活動について	渇水情報、節水協力要請等の広報
		市町村振興課長	市町村の情報収集、支援に関する事	市町村への応急対策支援
	危機管理部	危機管理・防災課長	自衛隊との連絡調整に関する事	給水車の派遣要請、山林火災時の自衛隊ヘリ派遣要請及び取水方法の検討等
		消防政策課長	消防活動の連絡調整に関する事	市町村の消防活動への対策
	健康政策部	薬務衛生課長	断水、減水等の情報収集、飲用井戸に関する事	水道用水の緊急応援の要請等
	商工労働部	商工政策課長	企業活動への影響に関する事	関連団体に対し、操業への影響把握、渇水情報の提供
	観光振興部	観光政策課長	観光産業（観光、宿泊施設）への影響に関する事	県旅館ホテル生活衛生同業組合等観光関連団体に対し、営業への影響把握、節水協力の要請、渇水情報の提供
	農業振興部	環境農業推進課長	営農活動への影響に関する事	関係機関（共済農業協同組合連合会等）との連携による被害情報の把握、小雨対策に関する技術資料の作成と提供
		農業基盤課長	灌がい用水に関する事	灌がい用水への影響把握、渇水情報の提供、節水協力の要請
	林業振興・環境部	環境対策課長	河川、湖沼等の水質に関する事	水質汚濁防止法第15条による公共用水域及び地下水の水質常時監視、第18条による一般への周知、排出水量の減少その他の措置命令
	水産振興部	漁業振興課長	内水面漁業への影響に関する事	関係機関（内水面漁協等）との連携による漁業、水産生物への影響把握、河川の水質（水温）調査
	土木部	河川課長	事務局 ダム、河川に関する事	情報収集、本部会議・幹事会の開催 県下のダム、河川に関する気象、水象情報の収集、情報提供、県営ダムの運用
	教育委員会	教育政策課長	学校教育活動への影響に関する事	幼稚園、保育所、学校等の給食、プール利用への影響把握、節水協力の要請、渇水情報の提供
	公営企業局	電気工水課長	工業用水、発電事業への影響に関する事	工業用水道のユーザーに対し渇水情報の提供、節水協力の要請、電気事業に係る関係漁協への情報提供
その他第5条3項による本部長が必要と認める者				